

総社市告示第23号

総社市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する認定実施要綱（平成28年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号とし、移動後条号に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>総社市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施要綱</p> <p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第2条 省令第23条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2 省令第30条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p><u>（3）法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあっては、法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）の写し（いずれも当該申請に係る建築物に係るものに限る。）</u></p> <p><u>（4）法第30条第1項の規定による認定（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場</u></p>	<p>総社市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する認定実施要綱</p> <p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第2条 省令第1条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2 省令第7条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p><u>（3）法第30条第1項の規定による認定（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場</u></p>

改正後	改正前
<p>合にあっては、<u>省令第25条第2項</u>（<u>省令第28条</u>において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。以下「計画認定通知書」という。）の写し及び検査済証（当該申請に係る建築物に係るものに限る。）の写し</p> <p><u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略</p> <p>（工事の取りやめ等） 第6条 略 2 基準適合認定を受けたものは、基準適合認定建築物が滅失したとき又は建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったときは、認定取消申請書に<u>省令第31条第2項</u>の通知書を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>（助言及び指導） 第11条 略 <u>（軽微な変更の証明に関する事項）</u> <u>第12条 省令第29条の規定による軽微な変更</u>に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、<u>軽微変更該当証明申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。</u> 2 <u>前項の申請に添付する図書は、省令第27条の規定を準用する。</u> 3 <u>市長は、第1項の申請に対し軽微な変更</u>に該当していることを証する書面を交付するときは、<u>軽微変更該当証明書に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。</u> 4 <u>軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は、軽微変更該当証明申請取下げ届を市長に届け出なければならない。</u> （その他） 第13条 略</p>	<p>合にあっては、<u>省令第3条第2項</u>（<u>省令第6条</u>において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。以下「計画認定通知書」という。）の写し及び検査済証（<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。</u>）（当該申請に係る建築物に係るものに限る。）の写し</p> <p><u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略</p> <p>（工事の取りやめ等） 第6条 略 2 基準適合認定を受けたものは、基準適合認定建築物が滅失したとき又は建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったときは、認定取消申請書に<u>省令第8条第2項</u>の通知書を添えて、市長に提出するものとする。</p> <p>（助言及び指導） 第11条 略</p> <p>（その他） 第12条 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。